

各務原市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年3月改正

各務原市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「各務原市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

- ・各務原警察署交通課
- ・各務原市市長公室まちづくり推進課
- ・各務原市都市建設部建設管理課
- ・各務原市都市建設部道路課
- ・各務原市教育委員会事務局総務課
- ・各務原市教育委員会事務局学校教育課
- ・各務原市教育委員会事務局青少年教育課

会議の内容によって国若しくは岐阜県の職員又は学校、自治会、PTA等の関係者の出席を求めることもあります。

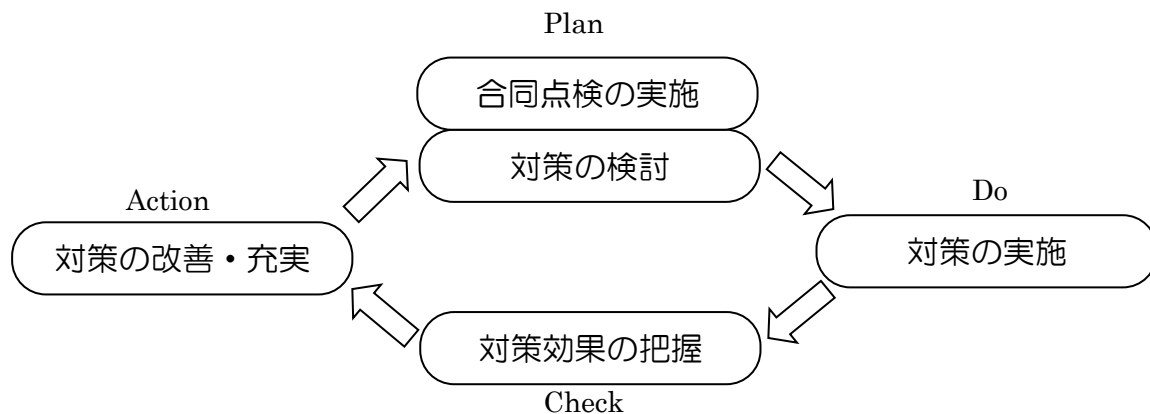
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCA サイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・小学校区ごとに実施する通学路安全点検の報告結果をもとに、年に1回、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校区ごとに、学校、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、学校関係者等からの聞き取りなどにより把握します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策一覧表、対策箇所図の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。